

議会だより



福島県町村議会議員 研修会



平成16年
9月定例会のようすを
報告します。

2ページ～村政報告

9月13日～17日まで開かれ、次のよう
な報告がありました。

※合併50周年記念・褒賞授与式と総合竣
工式について

※防犯パトロール隊の発足と防犯協会大
塩支部設立について

※沖縄県東村との交流について

※外国語指導助手について

※裏磐梯地域エコツーリズム・モデル地
区指定記念事業について

2ページ～一般質問

※安全で活力ある村づくりについて

※指定管理者制度の導入について

※学力テストの結果公表について

※新税の導入について

※健康づくり家族パス利用証について

※社会保険乳幼児医療費窓口無料化につ
いて

※松原湖周遊バスの有効利用について

※関屋・樟地区下水道について

※松陽台ニュータウンの管理運営につ
いて

※村長の政治姿勢について

※南東北裏磐梯診療所の運営状況につ
いて

10ページ～議案審議

※慎重審議のうえ議案が原案通り可決さ
れました。

14ページ～請願陳情・常任委員会所管事務調査報告

15ページ～議員定数・報酬等に関する調査検討特別
委員会中間報告

16ページ～傍聴席から

※あなたも傍聴してみませんか

9月 定例会

9月13日～17日

招集 挨拶

村長



村政報告

1. 合併50周年記念・ 褒章授与式と総合 竣工式について

去る7月22日ご来賓多数ご臨席のもと、盛大に開催することができました。

また、裏磐梯合同庁舎と南東北裏磐梯診療所につきましても、記念式典と同じく7月22日、それぞれ落成式を挙

平成15年度一般会計、各特別会計の決算が認定されました。 教育委員に、藤田基吉氏を任命同意しました。



会大塩支部を設立いたしました。

いずれも目指すところは一緒であり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という力強い気持ちのもと、子供たちが犯罪に関わらないよう、また犯罪を未然に防ぐため発足したものであります。「安全・安心な村づくり」の取り組みなど、今後の活躍に期待されるところであります。

することができました。これは、議員各位並びに関係者のご支援、ご協力の賜と深く感謝を申し上げます。

2. 防犯パトロール隊 の発足と防犯協会 大塩支部の設立に ついて

7月15日に、喜多方警察署管内初の防犯パトロール隊が発足、さらに8月8日には大塩地区住民が自主的に防犯協

3. 沖縄県東村との交 流について

8月に当村小学生38名が東村を訪問し、自然豊かな沖縄でさまざまな活動、交流を通じて生活・文化の違いを体験してまいりました。この度は小学校も一緒になって実施し、先生方にも引率していただき「素晴らしい子供たち」とほめられてまいりました。

また、9月17日から20日まで、東村の中学生16名が来村

することになっております。皆様の歓迎をよろしく願います。

4. 外国語指導助手に ついて

外国語指導助手として、ニュージーランドのウェリントン市より、7月28日に新たにスミス・エイミー先生が着任いたしました。当村の小中学生や幼稚園児に外国語の指導をしていただくことになっております。

5. 裏磐梯地域エコツ ーリズムモデル地 区指定記念事業に ついて

去る10日、11日に裏磐梯地域エコツーリズムモデル地区指定記念として、福島民報社の計らいにより、「裏磐梯エコツアーフェスタ」が開催されました。フォーラム、森のコンサート、ウォーキングなどが行われ、約延べ1千人が参加、フォーラムでは、自然保護との共生や観光振興のありかたについて討論されました。二日目は、探勝路のウォーキングと森のコンサートが繰り広げられ、参加者は裏磐梯の自然の魅力を満喫されました。

一般質問

1

6番 武藤 寛



1 安全で活力のある村づくりに ついて

①行政と住民が一緒に、自己決定、自己責任による村づくりの重点施策とその方針について伺う。
②安定した財政の確立のために取り組む施策について伺う。
③対話の村づくりのために、村民の声を取り入れる方策について伺う。

村長 昨年12月、合併をせず自立の道を選んだわけでありますが、村民の暮らしを重視しながら行財政の確立のため道標をつけることが、私に課せられた責務と考えております。基本的には、自己決定、自己責任による安全で活力ある村づくりに取り組んでまいります。

重点施策でありますが一、つ目は自立に向けた行財政改革の推進、機構改革や職員の

意識改革の推進、事務事業の見直しなどにより、経費の削減や自主財源の確保に努めてまいります。公共施設の管理費をはじめ、委託可能な業務については民間委託を推進し、民間のノウハウを生かしていただいて、利用者の利便の向上を効率的に図ってまいります。村4役はじめ、特別職の給料など全般的な見直しを行い、歳出抑制に努めてまいります。観光地の環境を良くするため、別荘税や遊漁税などの村独自の法定外税を導入し、また、村税の徴収機能強化を図るなど自主財源の確保に努めて、安定した財政運営を行ってまいります。

二つ目の健康と福祉の充実、保健センター、デイサービスセンター、裏磐梯診療所、ラビスパなどの利用を促進し、保健、医療、福祉のトータルケアによる健康で長生き、元気な村づくりに努めてまいります。

三つ目は、村の将来を担う人づくり、子育て、環境や教育環境の整備、情報教育の推進、交流による心豊かな人材を育成します。

四つ目は特色ある村づくりについてであります。若者の定住を促進するため雇用の場の確保に努め、本村の立地を活かした地場産業の育成はもとより、企業の誘致に努めてまいります。また、エコツーリズムの推進や都市との保養地協定などの、裏磐梯の自然を生かした観光誘客を図り、農業との接点を見つけてまい

再質問

年次計画はこれから立てるのか。また、取り組み時期はいつか伺う。

新税の導入もマスコミ等で報道されたが、来年度から導入する考えなのか、また、どのくらいの税収を見込んでいるのか伺う。

村民との会話が大切であると述べているが、村民が参加できる機会等がどんな形で具体的に考えられるのか伺う。

村長 前年度からコンサルを導入し、庁内でのいろいろな行革について、職員の意識の改革、そして無駄、無理をなくしながらその節減を図り、今取り組んでいるところです。地方行政の専門家も入っていただいて、諮問委員会を設置し、3月までに作り上げて、来年の4月1日からは執行で

きるような体制で持っていくつもりです。

また、新税の関係ですが、これはあとの方から一般質問が出ておりますので、控えさせていただきます。

村民との対話ですが、どんな会合にも出て、形式的なことではなく本当に村民と対話し、村民の目線で、村民の声を村政に反映していくことが一番大切ではないかと思っています。

再々質問

諸々の改革案については、大部分来年から実施するという解釈でよろしいか伺う。

また、今後経験豊富な年配の方や女性の目から見た村政の姿について、意見を聞く場が必要だと思いが、なにか具体的な考えがあるのか伺う。

村長 村でできることはすぐ実行というのが私の考えで、来年の4月から執行をしたいということですが、村だけではできないものもあると思いますのでこれから国、県と協議をしながら進めてまいります。

また対話ですが、その地域に行つて膝を交えていろいろな話を聞くことが一番に地元の声が聞けるという考えです。で、そういうことを重点に進めていきます。

男性の声はいつでも聞ける

が、女性の声も大切に受け止めてまいりたいと思います。で、常に考慮をしながら、村政運営に努めたいと思っております。

一般質問 2

3番 小椋 元



1 指定管理者制度の導入について

- ①すでに実施されているものもあるが、ほかのものはいくつから管理者制度を実施する考えなのか伺う。
- ②関係する条例はいつ議会に提出するのか伺う
- ③村の施設で指定管理者にまかせるものと、直営でやるものを明らかにしたい。

企画政策課長 老人施設、サイトステーション、裏磐梯診療所以外の施設につきましては、利用者の利便や効率化を考えて、それぞれ指定管理方式か、直轄方式かを検討した

再質問

上で、必要に応じて条例を議会に提出していきたいと思えます。

また、最終的には平成18年の9月1日、法の経過措置の期限までにはすべての施設について決定してまいります。

今年2月に作成した行財政改革推進計画によると、公共施設管理の委託というところで、裏磐梯サイトステーション、松原歴史館、裏磐梯診療所、曽原狐鷹森生活改善センターの4つ上がつているが、ラビスパと農産物加工施設大地の工房についてどうなるのか伺う。

ラビスパなどの施設は、民間に売却するか解体すべきと思うが、いかがですか。また農産物加工施設の使用料ほか、修理、点検料も委託先で払っているがどうか。又、他の施設でも同じか。そして、これが指定管理者制度になった場合どうなるのか。

企画政策課長 ラビスパ、農産物直売施設、大地の工房といろいろな施設を含めて、村民の利便性を損なわないような形で、期限までに全体的に検討していきたいと思えます。

再々質問

ラビスパについては、売却するか解体するかを検討対象にしておるといふことで理解してよいのか。

行財政改革の中に公共施設の整備等適切な運営管理ということ、必要な施設の整備をしながら、一方では目的と効果に差が出ていふ施設については取り壊しを含め、見直しを図ると言っているが、ラビスパはこれに当てはまっているのでぜひ検討していただきたい。

農産物加工施設ですが、委託を受けている組合が財政的に大変な状況になっているので、このことを検討され、いい方法を見つけていただきたいと思うがいかがか。

2 学力テストの結果公表について

①来年度から実施と言われているが、村の教育委員会はどの件についてどのような検討をやっ

てきたか伺う。

②偏差値公表が本村の児童生徒の学力向上につながるという検討結果が出ているか伺う。

③当然マイナス効果もあると考えるが、どのようなことを心配しているか伺う。

④この問題で先生がたやPTAの関係者の意見を聞いたことがあるか伺う。

⑤村は県教育委員会に中止を申し入れるべきだと思うが、見解を求める。

教育長 福島県教育委員会では、「ふくしま夢実現プラン・基礎学力向上推進支援事業」の取り組みの一つとして、平成14年度から学力実態調査を実施しており、全県的な規模で児童生徒の学習の実現状況を調査し、さまざまな視点から実態を分析することにより、学習指導上の問題点及び改善点を明らかにし、支援事業の充実に努めることが目的であります。

福島県教育委員会では、平成15年度の学力実態調査報告書で、市町村名を伏せて市町村別偏差値を公表しましたが、来年度からは市町村ごとの偏差値平均と順位をホームページなどで公表し、保護者や児童も閲覧できるようにする方針を固めたとの新聞の報道がありました。

今後の教育長会議でその内容が検討されると考えられますが、今のところ、来年度からの具体的な公表の趣旨提示

再質問

はありませぬ。

したがって、村教育委員会としては、県の検討結果の提示をまつて、その対応を検討したいと考えております。

学力結果公表について弊害が大きいと思いますので結果公表の中止を求めるべきでないかと思うがどうか。そもそも、学力テストの目的が、学習指導の改善点を明らかにし、児童生徒の学力向上を目指すということなら、なぜ結果を公表する必要があるのでか。村では、今まで結果を受けてどのようなに生かしてきたのか。

また、村の偏差値と順位は何番か。そして、県では市町村の教育長に学力実態調査結果の処理に関するアンケートをしているが、公表してもいいと49市町村が答えている。条件付き公表が5、公表反対31、判断できない5、ということだが、教育長はこのアンケートに何と答えたのか伺う。

教育長 先ほどの答弁で趣旨がわからないということですが、これは全体的なものと考えています。県教育委員会では教育長会議で、周知する考えですが、その指示がまだ出ておりません。

具体的な項目ごとに、

一点目 具体的な公表の内容がないので、検討しておりません。

二点目 先ほど答弁のとおり、市町村別の調査結果を明らかにすることにより、自所属の小中学校の学力の現状を客観的に把握し、地域の理解を得ながら、学力向上に向けた取り組みの充実を図ります。

三点目 公表された場合も、マイナス効果が生じないようにその活用を指導していきたいと思います。

四点目 校長会でその内容を検討しております。今後必要があれば、PTA関係者の意見も聴取していきたいと思っております。

五点目 市町村別の調査結果の公表は、各市町村の小中学校の学力の現状を客観的に把握し、学力の向上を図ることにあります。公表結果の活用が課題であり、公表の趣旨は理解できるものと考えます。

情報の公開をして、説明責任を果たすことにより地域、家庭と連携して児童生徒の育成に取り組む必要があるという考えの下、県としても積極的に情報を公開していくことが求められている。数値について、村が何位かということ公表してありません。

なお、県のアンケートについては、村は小規模校であるために、調査結果が一人の点数で大きく変わってしまうということや、指導力がPTA関係者の間で問題になってし

まうことも懸念されるということを回答しております。

再々質問

毎年、市町村ごとに偏差値順位が教育委員会に来ているのに何番目なのか。私は公表すべきでないとし入れるべきだと思うが、再度伺う。

教育長 順位については受験者が、10人未満の場合には個人情報保護の意味から公表しておりませんので、県下全学校のテスト結果でないためわかりません。

村の、公表効果として、子どもたちや保護者が自分の村の学力がどのくらいあるのか、ひとつの指標になり、さらには、教師が地域のレベルを把握することができ、授業の改善を図る手だてにもなります。

学力の地域格差の是正に役立つという考えから、今後、教育長の会議を見ながら、公表趣旨については賛同していくという考えでおります。

3 新税の導入について

①8月3日に明らかにした新税導入で収入をいくらか見込んでいるのか、別荘何戸でいくらか、遊漁者何人でいくらかこれを示していただきたい。

②村は増収になるが、そ

れによってマイナスな
る面もあると思うが、そ
の辺はどう考えているか
伺う。
③他の新税の名が上がっ
ているが、それらの検討
はしているのか伺う。

助役 新税の導入については、
別荘税、遊漁税について検討
を行っておりますが、現在は
その手続き、あるいは今後ど
のような資料が必要になるの
か、どのような問題があるの
か、どのような庁内の体制で
取り組めばよいのか、検討し
ているところです。

実務だけではなく経済効果、
税理論、社会的影響などの検
討が必要となりますので、専
門家の意見を聞きながら進め
る必要があると考えておりま
す。

新税の具体的な内容につい
てはまだ決まっております
ので、税収をどのくらい見込
んでいるのかというご質問に
はお答えができない現状です。
また、導入に当たっては、
マイナス面についてもよく検
討する必要がありますと考えて
います。

他の新税については、村全
体の中でこれからのことを踏
まえて検討する必要があります
が、まずこの新税の導入が
先決であろうと考えておりま
す。

再質問

私の地区では別荘所有
者より道路の補修や環境
を守るというようなこと
で協力をもらっています
。さらに村が税を徴収
するということになれば、
この関係はどうなるのか
伺う。
遊漁税をどう考えてい
るのか伺う。

助役 新税というのは法定外
目的税ということであり、現
在やっているインフラ整備、
あるいはこれからやらなけれ
ばならない財政需要、それに
見合う分を税としていただく
ということが目的税でありま
す。

結局、お客様に還元される
ということであり、それにか
けることによって環境が良
くなるということになって逆
にお客さんが増えるというこ
とは十分考えられる。今のま
まで放置するよりはお客様の
利便を逆にとるという意味で
の目的税ですので、ほかの用
途に使う税金ではないという
ことで、理解をいただきたい
と思います。
地区で協力をもらってい
るということですが、それぞ
れももう趣旨が決まっている
かと思いますが、村は、また別
の意味で、インフラ整備とか
そういう村の財政需要が出て
くるというものについてその
目的税を設定したいというこ

再々質問

別荘の環境については
地区の人たちがそれなり
にやっていると思うし、
水環境については漁協が
遊漁料の中からごみ収集
やトイレの設置、看板の
設置等環境に気を配って
やっているの、この税
は二重取りのようなもの
になると思うので設ける
べきでないと思うが、見
解を伺う。

助役 今、松原漁協でも遊漁
券販売の利益によりいろいろ
と対策を練っておられますが、
村でないといけない法の問題
もあるの、そういうものにつ
いては遊漁税をいただいで
村としてやるべきものをやる
ことによって優良環境にして
いくという考え方であります。
別荘についても同様で、村
として上下水道や冬の除雪
等経費がかかってまいります。
それに見合う分を別荘税とい
う形でいただければというこ
とで検討しております。

関連質問

4番 高橋 和重

インフラ整備、その他

の整備を行うという答弁
ですが、新税を導入しな
いと整備をできないのか
どうか。また、他の都道
府県及び他の市町村はど
ういった新税を導入して
いるのか伺う。

助役 今、自立ということを
村では決定したわけでありま
す。そのために安定した財源
確保が必要になってくるだろ
うということで、それにかか
わる財政需要はどれくらい必
要なのか。それに対して、具
体的にどういう形で見合う税
収を上げればいいのかという
ことです。

国でも、以前は法定外目的
税は認められてなかったが、
最近になって市町村の足腰の
強い体制のために認めるよう
になってきたということです。
また、他の市町村の新税で
すが、遊漁税というのは河口
湖町で、また別荘税について
は熱海市で課税されておりま
す。そのほか、全国の市町村
ではいろいろな法定外目的税
があります。

一例ということで上げれば、
神奈川県では臨時特例企業税
であるとか、三重県では産業
廃棄物税、多治見市では一般
廃棄物立税、東京都の宿泊
税、そのほか、九州太宰府市
では歴史と文化の環境税とか、
全国的にいろいろな法定外目的
税が導入されています。

4 健康づくり家族バス利
用証について

①なぜこの区間だけなの
か伺う。
②この割引料金は誰の負
担か伺う。

住民ふれあい課長 村民の皆
さんに健康づくりの核となる
施設であります保健センター、
デイサービスセンター、ラビ
スパ裏磐梯を気軽に利用して
いただき、できるだけ多くの
人いろいろな健康づくりに
励んでもらったり、料理教室
や各種講習会等にどなたでも
利用できるようなという目的
で設定しています。
二つ目ですが、この区間の
バス料金は村で負担しており、
利用が多くなるほど村の負担
が少なくなるわけですので、
できるだけ利用をお願いする
ものです。

再質問

健康づくりであればい
こいの森区間でなくても
健康づくりになるのでは
ないか。例えば早稲沢か
ら松原に温泉に行くにも
同じことが考えられるし、
裏磐梯の診療所に行くの
にも健康管理、明るい村
づくりになると思うが、
どうしてこの区間だけな
のか伺う。

住民ふれあい課長 いこいの森周辺の施設をまず利用していただき、その利用状況を見て、今後健康づくりというキーワードの範囲をもっと広げて、村民のニーズを把握しながら、もう少し利用できる区間も広げていきたいという考えです。

再々質問

なぜいこいの森周辺を試験的にやらなくてはならないわけがあるのか。もっと全体的に見てやるべきだと思うがどうか伺う。

住民ふれあい課長 いこいの森周辺施設での、本来の目的が、健康づくりのために利用してもらいたい。トレッキング等で歩いた後高血圧にいかとか、体脂肪が燃えるとか、そういうことをしっかりと学習していただいて、それからその範囲を広げていきたいという考えですので、ご理解をお願いしたいと思います。今後は村民の方々がもっと健康づくりをしたいという声に耳を傾けながら取り組んでいきたいという考えです。

5 社会保険乳幼児医療費窓口無料化について

現在はどうなっているのか。窓口無料化について

て話が進んでいるのかどうか伺う。

住民ふれあい課長 喜多方医師会としては、広域圏単位での統一した取り組みであれば対応は可能であるが、当村だけの取扱いにはできないとのことでありましたので条件が整わない限り、今のところ見通しが立たない状況です。

再質問

去年から後退したのではないか。それぞれ別々な考えでやっていたのか、それとも国保連合会と医療機関との話がまとまらないということなのか。国保連合会でシステムが動くようになれば、来年4月からできるという答弁だったが、今さら医療機関の同意が得られないというのはおかしいのではないのか。福島市をモデルにして今年から始めたいということだったが、福島市はどうなっているのか伺う。

住民ふれあい課長 福島市ではモデルケースとして、電算事務処理化、医療機関との調整等を、医師会が中心となつて、積極的に広域での取り組みについての話を進めてきたということと条件が整ったというので早めに導入できたということでありま

県内で実施しているのは29市町村で、近くでは両沼、南会津合わせて7町村で、今後、喜多方医師会でも条件が整い、広域で取り組みようであれば対応できるということです。今後の動きに期待しているところです。

再々質問

全体的でなく、町とかの病院なり診療所で実施しているところもあると思うが、村ではそこまでまだ考えていないのか伺う。

住民ふれあい課長 国保連合会に伺ったところ、単独での実施はありません。あくまでも各管内の市町村単位とか広域単位、そういうグループでないと、その1件のために事務が煩雑になり、大変な労力になるので、医療機関で受入れはできないということです。

一般質問 3

11番 小 椋 眞



1 松原湖周遊バスの有効活用について

7月から運行している廃食用油利用レトロバスは、各マスメディアに取り上げられ、村の環境への対応を大きく評価されているが、乗降利用はもうひとつといった感じが否めません。そこで、バス利用拡大策として、地元宿泊の方、また売店、レストランその他施設観光協会加盟を利用した方に無料乗車券を発行したらいかがなものか、検討の考えを伺う。

企画政策課長 運行開始にあたりましては利用拡大、あるいは利用促進のご協力を各関係団体や関係施設にお願いしてきたところであり、今後さらに、このバスを運行していくためには観光協会をはじめ、地元の皆様のご協力がぜひと

も必要であります。今年11月の運行終了を待つて、データを分析して、利用拡大手法を考えてまいりたいと思いますので、今、この時点での無料乗車券の発行は考えておりません。

再質問

無料券は考えていないということだがどうして無料券が出せないのか。このレトロバスは、村民の便利を図るため、又村の目玉として他の地域の業者、メディアに対して話題性を持ち、地元のためにお客さんをいっぱい呼ぼうといった形で始めたものではないのか。バスは村で買い、そこに修繕費、廃食用油を燃料とするための機械又村補助金を出す等、こんなに村の税金を投入して、なぜ運賃を取る必要あるのか。売上を上げるためなのか。それなら今、どのぐらいの売上が発表してください。今、自立をしようとしたときに、村の方が良くなるのならいいが一業者だけでないのか。各施設にある程度の無料券を配付し、こういうものがあるとメディアを動かせば、これが日本中に

広がり、お客さんが増えるわけです。
こういうことなら税金はいくら使ってもいいが、一業者のためでは困ると感じているがその辺、答弁願います。

村長 これは村のPRもありますが、観光施設のPRもあるわけです。いろんな補助事業で運行していますが、その補助で運行しているから、乗る人を多くするために無料にするというのは、筋が違うと思います。

また、一業者のために運行しているというのではなく、運送業の許可を取らなければ村では運行できないので、業者に委託して運行するという事で、議会の了解はとっております。

その中でできるだけ運行収入を上げて、その委託料の分を回収したいというのが村の考えです。各旅館、業者の方々にできるだけ利用するようをお願いをし、裏磐梯の自然との共生の中で観光PRをしていくという考えであり、全国のマスコミの本に出ていますし、また、東北農政局で、全国の公共機関に配る表紙にもなるようであり、いろんな点でPRになっています。私は地元の人たちに自分たちのPRと兼ねて乗っていただき、行政という考えでなく、できればその乗車料を、観光協会でも自分たちの収入につなげることが必要だと思

います。

行政は利益を追求するものではありませんが、できるだけ回収するというのが我々の考えであり、民間の活性化のために運行していますので、レトロバスに乗るにはどうしたらいいかを地元の方々が考えていくのが本当だと思うので、村としては無料にする考えは今はありません。

再々質問

村で買って運行しているのに、何で観光協会なのか。

観光関係の方々が、あとで何か案としては考えなければならぬ事だが、村民が良くなれば無料でもいいのではないのか。家族で来て、エアコンもないバスで桧原湖一周、同じ所を回るのが乗りますか。お客さんに聞いたが、車で来ているので自分で同じコース回れるわけ、無料券だったら乗ると言うことでした。これは全員が乗るわけでないが、宣伝料と思えばいいと思う。その他宿泊しないで、直接来た人から料金をもらえるわけ、間に合わないならこれからバスは壊れるわけですから税金を投入してもいいのではないですか。売上を月別に幾らか答えて下さい。

村長 税金を投入した分はできるだけ回収したいというのが村の考えです。無料だから宣伝になるというのではなく、今マスコミに取り上げられるのは、レトロバスで廃食用油を使うアイデアを出したからであり、観光協会の皆さんでどういうようにそれを盛り上げていくかというものが大切だと思います。

これは裏磐梯の方々から、トレッキングコースの足がなという事で一周コースを設定し、利便性を図っていったのが今のレトロバスなわけですから、その点よく理解して、これからの観光産業のいろんな底上げをしていってもらいたいと思います。

○企画政策課長 7月が21日運行して八百五十九人、8月が26日運行して千八百三十四人、金額については、7月が約30万円、8月は、58万円という事で伸びてきています。

再々質問

個人でできないものを村でやって欲しいと言っているのです。各個人がみんな金を出し合ってできるなら、村に頼らなくても良いが、今現状ではできないから、村でこれだけの税金を出しているから、例えば村で7月、8月分の約80万円出して、それ以上の効果があればいいのではないかという

意味です。
今年は試験的だからできないとしても、徐々にそういうような考えを持たなかつたら、村の発展にならないと思うが、答弁願います。

○村長 無料化するという事は、各業者間の問題だと思いますが、観光協会にみんなが加入しているわけですのでその中でどのように盛り上げるかというのを考えていくのが本当だと思います。何か理由があれば別ですが、なんでも無料にするというのは、村としては考えておりません。

関連質問

5番 佐藤 正男

観光協会のメンバーが今回のレトロバスについて協力してないような印象を受けるが、今回、我々はじめて乗るだけ一人でも多くバスに乗っていただくと思いい宣伝のためのパンフレット配布に協力しているにもかかわらず、観光協会はどうかになっていると言いは、あまりにも理解不足だ。また、税金を投入したら少しでも回収したい、村の負担を軽減したいという話です。しかしながら、今まで村長がやってきたいろんな施設、どのくら

い税金投入したか。それを始めるときには、村には税金はこれ以上かけない、むしろこの事業を行って、それを村民のために役立てるような説明がされてきたと、私は今まで聞いております。

この小椋議員のレトロバスの無料化、全員に無料にしろというわけではなく、観光協会に入っている施設もみんな協力し盛り上げるための一つの方策として、そういうことがあるのではないかと問われていると思うが、その辺を伺う。

村長 裏磐梯の観光でバスを運行するに当たり、皆さんから、19コースのトレッキングの足を何とかして欲しいという事で、普通のバスではPRにもならないので、レトロバスにしたわけです。行政がそれだけ前向きな姿勢でやっているわけですので、観光協会もお互いに協力して、盛り上げてもらいたいということです。

我々もどのようにして村で盛上げて運行していくか検討していかなければならないことですが村全体を考え、地域的な問題もありますので無料化は無理です。

今後PR等、そして維持管理のしかたというものも考えていかなければならないわけですので、ご了承をお願いしたいと思います。

一般質問 4

4番 高橋 和重



1 関屋・樟地区下水道について

①加入金の金額は、また合併浄化槽の設置を終えている家庭については、どのような取扱いを行うのか伺う。
②合併浄化槽の撤去処分についてはどのように取り扱うのか伺う。
③工事に対して、大塩同様恩恵を計るのか伺う。

産業政策課長 ①下水道の受益者分担金のことだと思えますが、関屋・樟地区は他地区と同じく20万円で、供用開始3年以内ですと15万円であります。

また、設置を終えている家庭については、当初、個別処理区ということで合併浄化槽事業を進めており、その時点で個人負担分として納めているので、今回の下水道へ接続した場合の分担金は免除となります。

ります。

②村としては産業廃棄物として処分するように指導しております。

③村民の負担を軽減すべく大塩地区と同じに進めております。

再質問

合併処理の撤去処分には補助金は出すのか伺う。
工事の発注形態、もしくは工事方法について、どのように今後進めていくのか伺う。

産業政策課長 補助金を出す予定はございません。
また発注形態、方法ですが、共同工事として村が一括発注し、競争入札にて工事を行っております。

2 松陽台ニュータウン管理運営について

全区画完売はしたのか。
また今後建築予定は何区画あるのか伺う。
建築協定どおり工事が行われているのか、また管理監督は行われているのか伺う。

企画政策課長 現在、89区画が販売済みであります。申込みされて契約がなされないために解除したもの3区画が今、未販売となっている状況です。

建築状況については、9月1日現在で66戸が建築され、残る23戸につきましても、販売後7年以内に建築することになっておりますので、期限内に建築されるものと思われるます。
二つ目について建築協定になじまない方もいるようでありますので、その方に対して指導しております。
また、維持管理につきましても覚書を取り交わして、進めているところです。

再質問

私が数えたかぎりでは91区画あるようですがそれについて再度伺う。建築協定書どおり行われていない所がたくさん見受けられ、特に公僕の人を守っていないところがあがるが、どのように指導監督しているのか伺う。

企画政策課長 完売したのが89区画で、そのほか3区画区割りしまして92区画ということとです。

建築協定書の内容はこちらで把握しておりますが、それぞれの工事について同じような形態ではありませんので、それぞれの方に、今指導しているところとです。

再々質問

一度作りなおし、一部壊したという家もあるが、そうするとこの協定書はどこまで有効で、どこまで信憑性があるのか。今まで建築協定書どおり建てていない家については今後どうするのか。また、今後新しく建てるものについては、今後どのようなように指導していくのか伺う。

企画政策課長 最初売買したときは、役場では建築協定に基づいて建てるよう指導しているわけですが、比較的、今現在でふさわしくないという方につきましては、その中身を理解されないで建ててしまったと思われるので、村でも個人個人について指導するところとです。今後については、一線を引くような形で指導していきたい思います。

最近建てる方は、きちんと建てている方が多いという状況とです。

一般質問 5

5番 佐藤 正男



1 村長の政治姿勢について

去る8月29日の村長選挙による無投票当選により、自立に向けた4期目がスタートしたわけですが、その出馬表明の中で、「特に自然との共存、共生、足腰の強い活力に満ちた村づくり」と述べておりますが、具体的にどのようなことなのか、詳しく伺う。

村長 自然との共生、これは地域、自然を大事にしながら環境に配慮した足腰の強い村づくりをするというようなことで、先ほど武藤寛議員のご質問にお答えをいたしました。

再質問

国庫補助や地方交付税

の削減など、厳しい状況下にある中で自立の道を選んだわけであるがどのように財政内容を健全に運営していくのか。

また、当村は、歳入全体のわずか3分の1が自主財源であり、その90%を占める観光産業が、今先細りの状況にあるが、特に観光事業の浮揚のための具体的な施策について、どのように考えているのか伺う。

村長 国からの交付金が少なくなるというようなことで3割程の自主財源は確保していかねばならないわけであり、今後はコストの削減、人件費の削減、財源の確保に努めて、地域住民と一体となつた行財政改革をして無駄を省いていく事が大切なことだと思います。

同時に、保有地の売買等による財源の確保をし、そういうものを活用して、今後一番厳しくなる18年、19年、を乗り越えていかなければならない。

21年度までが厳しいので、それまでいろいろな余剰金を繰越しながら安定した財政運営をすすめていくという考えです。

また、観光も農業も、今までハードの面でいろいろと整備してきたものを活用して、村民の暮らしに結び付けるように施策の中に織込み、交流人口を増やしていくことが大切であると考えております。

再々質問

数億単位の財政不足に對して、単なる経費節減職員や特別職の給料を下げた程度で可能なのか。また、新税導入の考え等もあるようだが、これはようやく順調に伸びてきた遊漁観光客や、村が安い別荘地の販売により、購入意欲を持つている人々に冷水を浴びせるような施策ではないかと考えるがいかがなものか。むしろ、観光客や別荘購入者にメリットを与え、その人たちの増加を図り、多数の村民の所得を向上させていくことをめざし、その中から税収増を図るのが常道と考えるが、どうなのか伺う。

村長 これからは住民と一緒に進めていくために、執行、議会も一緒に襟を正して、自分たちから痛みを感じ、村政執行に当たることが大切です。

それには、大胆な改革をしなければなりません。議会の皆さんもご理解をお願いします。

2 南東北裏磐梯診療所の運営状況について

村民の期待と不安の中で南東北裏磐梯診療所が開業されたわけであるが、その運営状況について伺

う。

住民ふれあい課長 南東北裏磐梯診療所は財団法人脳神経疾患研究所に運営をお願いし、本年8月2日に開業し、若くて優秀な専門医師を派遣していただいております。診療は月曜日から土曜日まで行っており、今現在、患者数が少ないために、診療時間を午前9時半から12時半までとしておりますが今後患者数が多くなれば、一日診療できるようにするわけです。

なお、8月末現在、一日当たり5人から15人ぐらいの通院がございました。

再質問

村営の岡崎医師から、指定管理者制度の中での南東北裏磐梯診療所に至る、今年の1月臨時議会の条例設置の説明で課長は、「これからの診療所は週5日から6日、朝から夕方まで医師が常駐し、営業していただくためにそのような制度に変える。そういうことを住民も観光客も望んでいる」と明言していたにもかかわらず、現状はわずか3時間。その上、2階には立派な住宅まで完備しているのに、今だに活用されていない状況ではないのか。地元住民も観光客も大変不便を感じていると

ころだがどのように考えているのか伺う。

住民ふれあい課長 たしかに常駐してもらうという事で申し上げましたが、総合南東北病院の方という話をしたて、今まで村で運営していた診療所の患者数等と現状分析をしたところ、一日医師が張りついている条件では経済的な能力からなかなか難しいということ、当面、午前中のみ診療で、増えたらいつでも対応するという事で、現在運営しており、村としてもなるべく診療所を利用してもらうように努力する考えです。

また、診療所2階の医師住宅は、医師の休憩等に利用をしております。

村長 現在平日診療、そして午後からは看護婦が対応できる体制になっております。

また、医師が6日間、診療科目が違うというようなことで、その先生を選んで受診できるという体制は他にないと思います。また、少しずつ新しい患者さんは40人くらい増えておりますので、今後その方々がどういう利用のしかたをしていくかが大切なことではないかと思えます。

南東北病院というのはいろんな点で東北一のいろんな科目を持つっているわけですので、それをうまく利用していただければいいのではないかと思います。

関連質問

9番 五十嵐 肇

長年、北塩原村は福島県では無医村ということであった中、今回開設していただいたことで汚名挽回になったと思うが、村内の定住人口は大塩、北山地区のほうが多く、この両地区に対しての医療行政のほとんど何もなされていないわけですので、そちらの方にも目を向けていただきたいが、大塩、北山地区の医療行政をこれからどのようにする考えか伺う。

村長 裏磐梯地区の無医村を解消するため、あれだけの診療所を整備し、医師も確保でき、医師不在の町村からはうらやましい限りだと言われている現状であります。

北山、大塩の方々からも同様の話を伺っています。北山、大塩地区についても、役場入口にあります芙蓉会の社会福祉施設周辺に、小野病院で診療所を開設したい計画を持っており、村としても望んでいる所です。



つぎのようなことが可決されました

9月定例会

議案番号	件名	内容
議案第48号	「除雪ドーザ購入契約について」	1. 契約の目的 冬季交通の安全確保の為、除雪ドーザ2台の更新 2. 契約の方法 指名競争入札による契約 3. 契約金額 3、213万円 (うち消費税153万円) 4. 契約の相手方 喜多方市 喜多方ブル自工(株)
議案第49号	会津地方市町村電子計算機管理運営協議会規約の一部を改正する規約	平成16年11月1日付け会津若松市に北会津村が編入合併するため、協議会組織の数を18から17するもの。
議案第50号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	平成16年11月1日付け会津若松市に北会津村が編入合併するため、総合事務組合から北会津村を脱退させることの協議について異議がないか、議会の議決を求めるもの。
議案第51号	北塩原村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	行政手続きをオンライン化し、村民の利便や行政の簡素化、効率化をはかるもの。
議案第52号	北塩原村国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険給付費支払準備基金を取り崩す際に、その理由を明確に規程するもの。
議案第53号	平成15年度北塩原村一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 3,509,624,000円 歳出決算額 3,366,510,000円 翌年へ繰越すべき財源 28,469,000円 実質収支額 114,645,000円 賛成：9、反対：1で可決されました。
議案第54号	平成15年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 373,780,000円 歳出決算額 344,592,000円 翌年へ繰越すべき財源 0円 実質収支額 29,188,000円

議案番号	件名	内容	容
議案第55号	平成15年度北塩原村簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 歳出決算額 翌年へ繰越すべき財源 実質収支額	88,240,000円 82,808,000円 0円 5,432,000円
議案第56号	平成15年度北塩原村診療事業費特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 歳出決算額 翌年へ繰越すべき財源 実質収支額	33,438,000円 32,947,000円 0円 491,000円
議案第57号	平成15年度北塩原村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 歳出決算額 翌年へ繰越すべき財源 実質収支額	514,374,000円 506,354,000円 0円 8,020,000円
議案第58号	平成15年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 歳出決算額 翌年へ繰越すべき財源 実質収支額	652,427,000円 650,924,000円 0円 1,503,000円
議案第59号	平成15年度北塩原村簡易排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳出決算額 歳入決算額 翌年へ繰越すべき財源 実質収支額	5,793,000円 5,607,000円 0円 186,000円
議案第60号	平成15年度北塩原村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳出決算額 歳入決算額 翌年へ繰越すべき財源 実質収支額	49,958,000円 49,443,000円 0円 515,000円
議案第61号	平成15年度北塩原村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 歳出決算額 翌年へ繰越すべき財源 実質収支額	173,113,000円 169,527,000円 0円 3,586,000円

議案番号	件名	内容
議案第62号	平成16年度北塩原村一般会計補正予算（第3号）	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ47,882千円を追加し、3,066,122千円とする予算。 反対討論：3番 小椋 元 特別職の報酬、定数についての審議委員会は必要ない、また村の振興について行なうアンケート調査についても不透明な点があるので今必要ないと思うので反対する。 賛成討論：11番 小椋 眞 自立と言うことで、当然予算が少なくなってきたおるので特別職の報酬等削減について検討が必要と考え賛成する。 賛成：9・反対：1で可決されました。
議案第63号	平成16年度北塩原村老人保健特別会計補正予算（第2号）	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,800千円を追加し、528,529千円とする予算。
議案第64号	平成16年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算（第1号）	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ112,473千円を追加し、689,621千円とする予算。 反対討論：3番 小椋 元 これから販売する別荘地のための下水道工事費と言うのは今後大変な財政負担になると思うので反対する。 賛成討論：4番 高橋 和重 裏磐梯の湖沼群を守り、環境を守るということを考え賛成する。 賛成：9・反対：1で可決されました。
議案第65号	平成16年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,587千円を追加し、194,228千円とする予算。
議案第66号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	今まで寒冷地手当て10月に1回で支給されていたものを、11月から来年の3月迄の5ヶ月間で支給するもの。
議案第67号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	今まで寒冷地手当て10月に1回で支給されていたものを、11月から来年の3月迄の5ヶ月間で支給するもの。

議案番号	件名	内容
議案第68号	教育委員会委員の任命について	次の方を満場一致で同意しました。 (住所) 北塩原村大字大塩字中島道北5123番地 (氏名) 藤田基吉 (生年月日) 昭和25年5月21日
発議第3号	議会運営委員の補欠選任	小 椋 眞氏が選任されました。
発議第4号	議会広報調査特別委員の補欠選任	五十嵐 肇氏が選任されました。

10月臨時会（10月22日）

議案番号	件名	内容
議案第69号	北塩原村税特別措置条例の一部を改正する条例	延べ床面積が300㎡以上で倒産、閉鎖して3年以上経過した施設を新たな業者が取得し、再開した場合には、過疎法による減額が3年間課税免除終了後さらに7年間を、過疎法の対象となっている固定資産税を2分の1に減額するもの。



本村の提案理由を説明する小椋元議員

7月23日、第55回耶麻地方町村議会議員大会が、当村裏磐梯高原ホテルで開催されました。

北塩原村議会は、「主要地方道会津若松・裏磐梯線地方道改良事業の促進について」小椋元議員が提案理由の説明を行い、満場一致で採択されました。

採択された事項は、国、県に対して耶麻地方町村議長会から要望されます。

耶麻地方町村議会議員大会 開催される



議長団に選任された小椋眞副議長



開会を宣する鈴木定芳議長

請願・陳情

◆趣旨採択となったもの
○教育基本法を守り生かす意見書提出を求める陳情書
〈陳情者〉
郡山市
麓山一―二―一三号
自由法曹団
福島県支部
支部長
弁護士 大堀 有介

▼採択となったもの
○郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書提出の陳情書

〈陳情者〉

北塩原村大字松原字
焼桂山一―二八―四九
北塩原村婦人連絡会
会長 佐藤 栄子

○「平成17年4月から施行される特定外来生物被害防止法について、地域経済の安定をはかる為に求める意見書」を国に提出することを求める請願書

〈請願者〉

北塩原村大字大塩字
下六郎屋敷二一六〇
北塩原村商工会
代表 吉川 一三
北塩原村
商工会青年部
代表 中川 清

◆意見書を可決し、国に提出

▼郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書について

〈提出先〉

内閣総理大臣外5名

▼平成17年4月から施行される特定外来生物被害防止法について、地域経済の安定を図る為に求める意見書

〈提出先〉

内閣総理大臣外2名

▼高速自動車国道の整備促進に関する意見書

〈提出先〉

内閣総理大臣 外

常任委員会合同所管事務調査報告

☆調査年月日

平成16年6月21日

6月23日

☆調査箇所

沖縄県国頭群東村

☆調査事項

東村における観光と

農業の推進について☆所見

東村は、人口1千9百人

余で本村の2分の1程度で、

人口も年々減少傾向にある、

平成8年度からスタートし

た第3次東村総合振興計画

に基づき、「自然との共生」

「都市との交流」を基本理

念に、交流型農村をめざし

た村作りを進めており、主

要プロジェクトとして、「村

民の森つつじエコパーク」

「ふれあいヒルギ公園」「山

と水の生活博物館」等の整

備を進めてきた。

昭和58年にスタートした

「つつじ祭り」や「ダム祭

り」などの自然を活かした

イベントの実施により東村

の魅力が広く県民にも知ら

れるようになった。また豊

かな自然環境を活かしたエコツーリズム・グリーンツーリズムなどの体験型観光が脚光を浴び、平成12年87校から、平成15年には、県内外から二三〇校余の修学旅行が訪れた。

我が村は、年間三百万人が訪れる観光地「裏磐梯」があり、村の基幹産業も東村と同じ農業と観光であるが結びつきはまだ浅く、平成9年度に道の駅が開業し地元農産物も年々販売高を伸ばしているが、更に飛躍するため、東村の取り組みは大いに参考になった。

又昨年4月には物産館もオープンし、更には道の駅駐車場の拡大、直売所の建設も進められ、地場産品の更なる消費拡大を図り、農業、商業、観光業の発展に寄与するため、現在進めている杉並区との保養地交流事業に

より、都市と農村の交流を図り、また、今年環境省よりエコツーリズムのモデル地区に指定され、19コース80キロメートルの裏磐梯の大自然を活用したエコツーリズムの推進、農家と関連するグリーンツーリズム等の体験型観光を積極的に取り入れ農業と観光を活性化し村勢発展につなげるべきと考える。



東村体験農場施設で説明を受ける視察議員

北塩原村議会定数・報酬等調査検討 特別委員会中間報告

1 調査事件

北塩原村議会定数・報酬等に関する調査・検討

2 設置年月日

平成16年3月9日

3 中間報告

これまで会議を4回開催し、慎重に調査検討し、特別委員会として方向性を出す予定で進めてきましたが、まだ検討すべきと言う意見が多かった。これらのことにより、現時点での方向性は見出すにいたらなかった。

今後も執行部からの資料の提出を求め、慎重に調査、検討すべきである事から中間報告とします。

議員定数、報酬等の問題は、今後の村財政に係る問題なの

で、本委員会は継続審査とし、引き続き慎重に調査、検討することとする。

なお、最終報告は、調査が終了次第議長に提出します。

福島県町村議会議員研修会

10月14日、郡山市ユラックス熱海において、福島県町村議会議員研修会が開催されました。

☆講演

・ 地方は変わるか―新しい時代の地方自治― 中央大学教授 佐々木信夫氏
・ 政局展望 政治評論家 森田 実氏



佐々木信夫 氏

中央大学教授・法学博士

新しい自治体のあり方や市町村合併、行政のしくみを説く気鋭の学者。東京都庁勤務時代に著書「現代都市行政の構図」で、行政マンとして初の日本都市学会賞を受賞、市町村合併のテレビ解説でNHK地域放送文化賞を受賞している。慶應義塾大学、埼玉大学各講師、日本政治学会理事などを歴任、現在は現職の他、各種審議会、委員会委員を兼任



森田 実 氏

政治評論家

1932年(昭和17年)静岡県伊東市生まれ。1958年に東京大学工学部を卒業。1964年、日本評論社入社後、同社出版部長、『経済セミナー』編集長を経て、政治評論家として著作・論文を著す一方、テレビ、ラジオ、講演などで評論活動を行っている。

議会傍聴

9月定例会の様子を大塩区長会、裏磐梯区長会、松原区長会の皆さんが傍聴されました。



『あなたも議会を
傍聴してみませんか』

ご希望の方は、議会事務局へご連絡ください。
電話が直通になりました。

直通 ☎ (23-3263)

編集後記

9月定例会において、鈴木憲一委員長の議員辞職に伴い議会広報調査特別委員会の構成が次のように変更になりました。今後も、村民の皆様にかりやすい広報を目指しますので、宜しく願い申し上げます。

委員長 酒井 作 男

副委員長 五十嵐 肇

委員 遠 藤 栄 久

委員 五十嵐 力 雄

議長 鈴木 定 芳